

佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録における
みなし規定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前登録実施要領（以下、単に「要領」という。）第10条第2項に基づき、みなし規定の適用等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領の用語は、要領の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) みなし申請者 要領第2条第1項の各号に掲げる工種、等級、地域要件の工事第3条の適用期間において公告された工事の入札参加者全部又は一部の者のうち要領第3条による事前登録の申請を行っていない者をいう。
- (2) みなし登録事項 この要領により登録決定された事前審査登録の事項（要領第4条第1項の各号に掲げる事項）をいう。

(適用期間)

第3条 この要領は、入札・検査センターが執行し、毎年度7月1日から12月31日までに公告される総合評価落札方式による一般競争入札の対象工事（以下、「対象工事」という。）に適用する。

(みなし規定)

第4条 センターは、みなし申請者が提出する「入札参加届」又は「入札参加資格確認申請書」を要領第3条に規定する「総合評価事前審査登録申請書（様式1-1-1-6）」とみなすことができるものとする。この場合、みなし申請者が提出する佐賀県建設工事総合評価落札方式標準型実施要領又は佐賀県建設工事総合評価落札方式簡易型実施要領の各様式及び事実を証する書類（以下、「必要書類」という。）をこの要領による申請の必要書類とみなすものとする。

2 この要領による審査の対象は、要領第2条第1項の各号に定める工種、等級、地域要件の別により当該対象工事の発注工種等に限るものとする。

(審査内容の登録)

第5条 センターは、当該対象工事の事前審査をセンター内に設置する競争入札参加資格委員会に諮ることにより、みなし登録事項に限り事前審査登録を決定できるものとする。この場合の手続きは、要領第4条の例と同様とする。

2 みなし申請者がこの要領に基づき既に当該対象工事以外の工種等に係る総合評価事

前審査登録証（様式２）（以下、「登録証」という。）の交付を受けているときは、センターは従前のみなし登録事項に当該対象工事に係る事前審査登録の決定内容を加えて登録証を交付するものとする。

（登録証の効果）

第６条 要領第８条から第９条の規定について、この要領による登録証に適用する。

２ この要領による登録証の交付を受けた者が、みなし登録事項以外の工種等について入札参加資格登録及び実績等を有する場合であっても、この要領による登録証を入札参加の必用書類に代えて提出しようとするときにはみなし登録事項以外の事項については主張することができない。

（要領の規定による申請時の読替え）

第７条 この要領による登録証の交付を受けた者が、新たに要領第３条の規定により事前登録を申請する場合は、「必要書類」を「必要書類（みなし登録事項以外）」と読み替える。

附 則

（施行期日）

第１条

この要領は、令和７年７月１日から施行する。

（みなし規定の適用期限）

第２条

- １ この要領の適用期限は、令和９年３月３１日までとする。
- ２ この要領に基づき交付された登録証は、当該登録証の有効期限内に限り、適用期限後もなおその効力を有する。